

## 有料老人ホームケアコート木之本 管理規程

### 1 目的

この規程は、有料老人ホームケアコート木之本（以下「ホーム」といいます。）の管理、運営及び利用に関する事項を定めたもので入居者及び来訪者（以下「入居者等」といいます。）が快適で心身ともに充実、安定した生活を営むことに資するとともに、ホームの良好な生活環境を確保することを目的とします。

### 2 遵守義務

(1) ホームは、本規程及び入居契約書に従ってホームの管理運営を行い、良好な環境の保持に努めるとともに入居者に対する各種サービスを提供するものとします。

(2) 入居者等は、この規程を遵守し、良好な環境の保持に努めるものとします。

### 3 入居者

入居者は、概ね 65 歳以上の方を対象とします。

### 4 来訪者

来訪者とは、入居者の生活支援以外の目的で来訪される方をいいます。

### 5 管理運営組織

(1) ホームの入居室数は、一般居室 28 室（個室 28 室）となります。

(2) ホームの管理運営のため、ホーム職員は、管理者の指示のもと健康管理、食事、生活相談、生活サービス、事務管理等を行います。

(3) 職員の配置状況は次のとおりとしますが、入居状況等により変動することがあります。

職 種	人 数	業務内容
管理者	1 名	業務の統括
介護職員	9 名	入居者の介護等
看護職員	3 名	入居者の看護等
調理員	3 名	食事サービス
事務	2 名	事務管理
サポート	1 名	施設内外の環境整備

## 6 管理運営業務

- (1) 敷地及び施設の維持、補修、管理、清掃、消毒及び廃棄物処理等に関する業務
- (2) 建物、設備についての定期点検、補修及び取替え等に関する業務
- (3) 入居者に対する各種サービスの提供に関する業務
- (4) 帳簿の作成及び記録の保存に関する業務
- (5) サービス提供等の損害賠償に関する業務
- (6) 防犯・防災に関する業務
- (7) 広報及び渉外に関する業務
- (8) 職員の管理と研修に関する業務
- (9) 地域との協力に関する業務
- (10) その他、上記に関連する一切の業務

## 7 居室や共有設備の利用にあたっての留意事項

入居者は、居室、共有設備を利用するにあたっては、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) 他の入居者に迷惑となる行為をしないこと。
- (2) 本建物や設備に損害を与える危険性のある一切の行為をしないこと。
- (3) 室内及び設置物の使用には十分注意し、清潔に保つこと。
- (4) 原則として本建物内は、禁酒、禁煙とすること。
- (5) 防災物品以外のカーテン、絨毯等を持ち込まないこと。
- (6) その他管理者の指示に従うこと。

## 8 ホームの維持・補修

ホームは、定期的に検査、維持、補修等を行うものとし、入居者等はそれに協力するものとします。但し、入居者等において施設を損傷又は汚損した場合、これらの補修に要する費用は入居者の負担とします。

## 9 各種サービスの内容

### (1) 健康管理

入居者の健康管理に留意しつつ、別に定める健康管理基準に従い、医師、看護師による健康相談を実施し、健康維持に努めるものとします。

### (2) 治療への協力

入居者が罹病、負傷等により治療を必要とするに至った場合、提携医療機関、入居者の選択による医療機関において、必要な治療が受けられるよう、協力するものとします。

(3) 食事

原則として1日3回、食堂において提供します。但し、入居者の治療又は健康管理を担当する医師の指示がある場合、その指示により特別の食事を提供するものとします。

(4) 生活相談

入居者の生活全般に関する諸問題について、相談助言を行うものとします。

(5) 生活サービス

入居者の生活必需品の購入、代金支払い、公租公課等の納付、官公庁等への届出等につき可能な限り便宜を図るものとします。

(6) レクリエーション

運動、娯楽等のレクリエーションの実施について、その便宜を図るものとします。

10 費用負担

(1) 入居にあたっての費用は、以下のとおりとします。

項目	金額	内容
家賃	40,000円	
	60,000円	
食費	48,000円 (1か月30日の場合)	朝 400円 昼 600円 夕 600円 経管栄養剤は医薬品として処方します。 食事をされない方は食費をいただきません。
管理費	30,000円	施設の管理、維持、保険料など

※家賃は全28室のうち26室が40,000円、2室が60,000円とします。

(2) その他の費用は、以下のとおりとします。

項目	サービスの実施方法	金額
リネン代 (寝具)	寝具レンタル、シーツカバーの交換を依頼された場合、その費用を請求します。	50 円/日
洗濯代	入浴後や汚れた時の洗濯を依頼された場合、その費用を請求します。	小袋 300 円/回 大袋 500 円/回
日常消耗品費	石鹸、シャンプー、ペーパータオル等の費用を請求します。	100 円/日
電化製品利用料	電化製品を持込利用された場合、その費用を請求します。	50 円/日 (1 点につき)
おやつ代	お食事以外で 10 時、15 時のお飲み物、食べ物の費用を請求します。	100 円/日
おむつ代	紙おむつ利用者に対して、それに要した費用を請求します。  大きさ、種類は他にもありますが、代表的な 3 種類をご案内します。	紙パンツ (M~L) 20 枚入 1,298 円 クロステープ (M) 30 枚入 1,947 円 尿取りパッド 36 枚入り 790 円
おしりふき代	個人に対して提供する費用を請求します。	100 円/パック
通院等介助支援費 (入退院時同行含む)	介助が必要と認められた場合、それに係る費用を請求します。(送迎の車代は実費)	2,000 円/回 (2 時間超 30 分毎 に 1,000 円増)
買物等介助支援費 (入院中の買物含む)	買物等の代行を依頼された場合、その費用を請求します。	500 円/回
役所等への手続き 代行費	役所手続きの代行を依頼された場合、その費用を請求します。	2,000 円/件
入院中の見舞い訪問	家族等に、入院中の見舞い訪問を依頼された場合、その費用を請求します。	2,000 円/回
複写物の交付	サービス提供記録等の複写を依頼された場合、その費用を請求します。	20 円/枚
その他	その他の介助等を依頼された場合、費用を請求します。	要相談

※ 退居時に修繕費用が必要になります。

※ 管理費は、入居月は日割り計算とし、退去月は月末までの計算となります。

※ 上記金額は、消費者物価及び人件費等に著しい変動があった場合、改定することがあります。

### (3) 支払方法

前各項の費用等は、1 か月ごとに計算し、ご請求します。お支払いは、当月分の請求について、翌月の 23 日（当該日が土日又は祝日の場合はその後の平日）に入居者が指定する預金口座から口座振替にてお支払いいただきます。

#### 11 医療を要する場合の対応

急な発病・発作等緊急事態が起きた場合、直ちに主治医又は連携病院等に連絡し、適切な措置を講じます。この場合、入居者の家族等に速やかに連絡します。

#### 12 緊急時の対応

- (1) 事故や災害が発生した場合、適切に対処するとともに家族等に速やかに連絡します。
- (2) 非常災害に際して、日頃から避難場所を確認し、1 年に 2 回避難訓練を実施します。

#### 13 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の手続

入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、ご家族等関係者の同意を得た上で、その態様、時間及び入居者の心身状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録し、5 年間保存します。また、ご家族の要請がある場合又は監督機関等の指示等がある場合、これを開示します。

#### 14 金銭管理

原則として、入居者本人が管理するものとします。なお、ホームでの手持金限度額は、特段の事情がある場合を除き 1 万円とします。

#### 15 苦情対応

入居者は、ホームが提供するサービスに関して、いつでも苦情を申し立てることができます。

入居者からの苦情については、迅速かつ誠実に対応します。

(受付窓口)

電 話 058-215-0157

受付時間 8 : 30 ~ 17 : 30

#### 16 管理規程の改定

この規程の改定については、運営懇談会の意見を聴き、実施するものとします。

附 則

この管理規程は、令和5年4月1日から施行します。

この管理規定は、令和6年4月1日から施行します。